

# 平成 2 1 年度 小里川ダム橋梁点検業務 特記仕様書

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 適用

1. 本特記仕様書は、国土交通省小里川ダム管理所（以下「甲」という）が実施する「平成 2 1 年度 小里川ダム橋梁点検業務」（以下 「本業務」という。）に適用するものとする。
2. 本業務は、契約書、設計図書、共通仕様書及び本特記仕様書に基づき実施するものとする。

### 第 2 条 履行場所

本業務の履行場所は、小里川ダム管理所管内とする。  
なお、定期点検を行う橋梁は、別表のとおりとする。

### 第 3 条 履行期間

履行期間は、契約締結日の翌日から平成 2 2 年 1 月 1 5 日までとする。

### 第 4 条 管理技術者

管理技術者は、共仕第 1 1 0 6 条の定めのほか技術士および RCCM については下記に定める要件を満たす者とする。

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目すべてを対象とする。）
2. 技術士（建設部門）  
ただし、平成 13 年度以降の試験合格者の場合には、7 年以上の実務経験を有し、かつ同種・類似業務の実績を有するもの。
3. RCCM の場合には、同種・類似業務の実績を有するもの。

### 第 5 条 業務計画書

受注者は、契約後速やかに橋梁点検の実施体制を整えて、必要な資料の収集、現地踏査計画を検討し、共仕第 1111 条に基づき、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

なお、共仕第 1111 条の事項に加え、次の事項を記載するものとする。

1. 安全管理計画
2. 関連資料の支給請求一覧表

また、業務計画書作成にあたっては、橋梁検査員の指導及び、点検開始前の指導・教育を受けるものとする。

なお、現地踏査の結果等により、内容に変更が生じた場合は、変更業務計画書を提出するものとする。

### 第 6 条 使用図書

本業務で使用する図書は、共仕に定める適用仕様書・指針等のほか、次に示すものによるものとする。

1. 橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領（案）（平成 1 6 年 3 月 3 1 日国土交通省道路局国道・防災課）（以下、「維持管理要領」という）。
2. 橋梁定期点検要領（案）（平成 1 6 年 3 月 3 1 日国土交通省道路局国道・防災課）（以下、「定期点検要領」という）。
3. 橋梁における第三者被害予防措置要領（平成 1 6 年 3 月 3 1 日国土交通省道路局国道・防災課）（以下、「第三者要領」という）。

### 第 7 条 作業区分

本業務の作業区分は下記によるものとする。

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 作 | 業 | 区 | 分 | 施 | 工 | 区 | 分 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

|      |      |
|------|------|
| 昼間作業 | 現場作業 |
|------|------|

ただし、現場条件等により作業区分に変更を要する場合は、調査職員の協議するものとする。

## 第2章 業務内容

### 第8条 業務目的

本業務は、小里川ダム管内における橋梁の損傷及び変状を早期に発見し、橋梁に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るため、道路施設の中でも特に重要な橋梁について点検を行うものである。

### 第9条 現地踏査

1. 橋梁点検に先立って、橋梁検査員とともに現地踏査を行い、橋梁の変状(劣化・損傷等)程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、橋梁の状況(排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まり等)により点検作業に支障がある場合には、調査職員と協議するものとする。
2. 第三者被害予防措置のみを行う橋梁の現地踏査には、橋梁検査員は同行しないものとする。

### 第10条 実施計画書作成

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を橋梁毎に作成し、調査職員に提出するものとする。また、実施計画書作成にあたり、橋梁検査員の指導を受けるものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

1. 業務内容
2. 対象橋梁位置図
3. 現地踏査の調査記録
4. 業務実施方針〔橋梁点検方法〕
5. 実施体制
6. 実施工程表
7. 仮設備計画
8. 使用建設機械
9. 安全管理計画(交通規制を含む)
10. 環境対策
11. 連絡体制(緊急時含む)
12. その他調査職員が必要と認めたもの

実施体制については、橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。

### 第11条 橋梁点検員等

本業務を実施する者は、橋梁に関して十分な知識と実務経験を有するものとする。

なお、点検に携わる人員の名称、必要な要件および作業内容は、次のとおりとする。

- a. 橋梁点検員 橋梁点検員は、点検作業班を統括し、安全管理について留意して、各作業員の行動を掌握するとともに、点検補助員との連絡を密にして点検調査を実施する。

損傷状況の把握を行うのに必要な以下の能力と実務経験を有する者とする。

- ・橋梁に関する実務経験を有すること
- ・橋梁の設計、施工に関する基礎知識を有すること
- ・点検に関する技術と実務経験を有すること

- b. 点検補助員 点検補助員は、橋梁点検員の指示により、点検作業の補助を行う他、点

検作業台の移動操作、点検車運転員及び交通整理員との連絡・調整を行う。

- c. 点検車運転員 点検車運転員は、橋梁点検員の指示に従い点検車の移動等を行う。

## 第 12 条 橋梁点検

### 1. 定期点検

本業務実施に際しては、下記の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。

#### (1) 近接目視点検

作業員が地上より接近し目視点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いて点検するものとする。

なお、点検を行う際に、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により、実施が困難な場合は、調査職員と協議するものとする。

また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について調査職員と協議するものとする。

#### (2) 定期点検結果の記録

点検結果をもとに定期点検要領に定める点検調書を作成するものとする。

#### (3) 橋梁検査員の立合い

橋梁点検員のための点検時に、点検方法等で判断を迷う事態が生じた場合は、橋梁検査員の立合いを求め、その指導等に従い点検を行うものとする。

#### (4) 緊急対応が必要と判断される場合は、直ちに調査職員に報告するものとする。

## 第 13 条 損傷程度の評価

1. 定期点検実施橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の判定評価を行う。
2. 点検調書は、橋梁毎に作成後、調査職員に提出するとともに橋梁検査員に報告しなければならない。

## 第 14 条 データ整備

橋梁点検結果を別途貸与する定期点検結果入力システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。

## 第 3 章 その他

## 第 15 条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員より中間成果を求められた場合、速やかに提出するものとする。

## 第 16 条 再委託

共仕第 1 1 2 7 条第 1 項で示すほか、次に示すものとする。

1. 本業務の計画準備
2. 現地踏査
3. 実施計画書作成
4. 橋梁点検
5. 損傷程度の評価
6. 報告書作成

## 第 17 条 成果品の提出

1. 共仕第 1116 条第 1 項に示す成果品は下記のとおりとする。
  - ・電子納品（CD-R） 2 枚（正・副）
  - ・その他、業務により生じた資料 1 式
2. 成果品の提出は、「小里川ダム管理所 管理係」とする。

## 第 18 条 打合せ

業務に関する打ち合わせ記録は受注者が作成するものとし、打ち合わせ後速やかに調査

職員に提出するものとする。

なお、下記の区切りの①、④には管理技術者が出席するものとする。

- ①業務着手時
- ②実施計画書作成時
- ③点検結果整理時（速報）
- ④成果品納入時
- ⑤その他調査職員が認めたとき

#### 第 19 条 他機関との協議

橋梁点検を行う際に、河川管理者、公安委員会及び他の道路管理者との協議が必要となった場合は、調査職員と協議を行うものとする。

#### 第 20 条 貸与資料

共仕第 1112 条に定める発注者が貸与する図書その他資料は次の通りとする。

- ①平成 6 年度 小里川ダム本体及び鞍部進入路 1 号橋修正設計業務委託
- ②平成 11 年度 小里川ダム上流部管理用橋梁詳細設計業務委託
- ③平成 12 年度 小里川ダム右岸歩道橋梁詳細設計業務委託
- ④平成 13 年度 小里川ダム水質管理用歩道橋設計業務委託
- ⑤上記以外で業務履行上、発注者が必要と認める資料

なお、貸与された資料については、不要となった時点で速やかに返却するものとする。

#### 第 21 条 安全管理

##### (1) 交通規制を行う際の事故防止対策

点検作業時に車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、作業員の安全確保に努めなければならない。

##### (2) 足場工安全ネット等の設置計画

各種足場工（吊り足場・単管足場・枠組足場・傾斜足場）を設置する場合においては、安全ネットまたはシートを設置し、作業床からの作業員の転落防止・落下物事故防止に努めること。

足場に手摺りを設置するときは、作業床と手摺りの間隔及び手摺りどうしの間隔が 50cm を超える場合は、その間に単管パイプ等を設置し、その間隔を 50cm 以下にしなければならない。

また、実施計画書に設置要領図を添付するとともに、安全ネット・手摺りについては、写真により実施状況を記録し、完成検査時に提出するものとする。

##### (3) 休憩（午前・午後）後の安全指導の実施

点検作業中における作業員の労働災害防止を図るため、業務計画書に記載された休憩時間については遵守するものとし、作業開始前に作業員に対し安全に関する指導を行わなければならない。

なお、上記の休憩時間については、その実施記録を記載した資料を作成・保管するものとし、調査職員の要請があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

#### 第 22 条 沿道対応

本業務実施中、沿道の住民および道路利用者より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を調査職員に報告するものとする。

#### 第 23 条 業務中の安全確保

受注者は、地震防災対策強化地域における業務にあたっては、東海地震の判定会招集連絡報が発せられた場合には、業務中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の安全処置を講じなければならない。

また、地震防災強化地域以外における業務にあたっては、東海地震の判定会招集連絡報が発せられた場合には、一般交通等第三者に対する安全及び業務現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。

(1) 上記の保全処置については、業務計画書に記載しなければならない。

(2) 上記事実が発生した場合は、契約書第 25 条（臨機の措置）の規定によらなければならない。

い。

#### 第 24 条 疑義

受注者は、作業の実施にあたり疑義が生じた場合には、調査職員と協議を行うものとする。

平成21年度 小里川ダム橋梁点検業務 数量表

| NO   | 橋梁名                | 形式           | 径間数 | 橋長(m) | 総幅員(m) | 足場設置の有無 |
|------|--------------------|--------------|-----|-------|--------|---------|
| No.1 | ふれあい橋              | 鋼吊橋          | 1   | 73.7  | 3.0    | 無       |
| No.2 | 小里川湖橋              | 3径間連続鋼非合成箱桁橋 | 3   | 115.0 | 6.2    | 無       |
| No.3 | ふるさと橋<br>(水質管理用橋梁) | 単純H形桁橋       | 1   | 28.5  | 2.5    | 無       |
| No.4 | 水晶橋                | 活荷重合成H形鋼橋    | 1   | 16.5  | 8.2    | 無       |

# 平成21年度 小里川ダム橋梁点検業務

橋梁位置図

